
平成21年第3回大和町議会臨時会会議録

平成21年5月27日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（17名）

1番	藤 卷 博 史 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
2番	松 川 利 充 君	12番	上 田 早 夫 君
3番	伊 藤 勝 君	13番	大 友 勝 衛 君
4番	平 渡 高 志 君	14番	中 川 久 男 君
5番	堀 籠 英 雄 君	15番	中 山 和 広 君
6番	高 平 聡 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
7番	秋 山 富 雄 君	17番	大 崎 勝 治 君
8番	堀 籠 日出子 君	18番	大須賀 啓 君
9番	馬 場 久 雄 君		

欠席議員（1名）

10番	浅 野 正 之 君
-----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	浅野雅勝君
教育長	堀籠美子君	産業振興課長	遠藤幸則君
代表監査委員	三浦春喜君	都市建設課長	高橋久君
総務 まちづくり 課長	千坂正志君	上下水道課長	渋谷久一君
財政課長	千坂賢一君	会計管理者兼 会計課長	織田誠二君
税務課長	佐藤成信君	教育総務課長	瀬戸善春君
町民課長	瀬戸啓一君	生涯学習課長	横田隆雄君
環境生活課長	高橋完君	総務まちづくり 課まちづくり 対策官	千葉恵右君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤眞也	書記	藤原孝義
班長	瀬戸正志		

【議事日程】

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「会期の決定について」
- 日程第 3 「諸般の報告」
- 日程第 4 「承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町税条例等の一部を改正する条例)」
- 日程第 5 「承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町都市計画税条例の一部を改正する条例)」
- 日程第 6 「承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」
- 日程第 7 「承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 20 年度大和町一般会計補正予算)」
- 日程第 8 「承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 20 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)」
- 日程第 9 「承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 20 年度他介護保険事業献上特別会計補正予算)」
- 日程第 10 「承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 20 年度大和町下水道事業特別会計補正予算)」
- 日程第 11 「承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 20 年度大和町水道事業会計補正予算)」
- 日程第 12 「議案第 49 号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 13 「議案第 50 号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 14 「同意第 2 号 落合財産区管理委員の選任について」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前 9 時 30 分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

皆さんおはようございます。

ただいまから、平成21年第3回大和町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番中川久男君及び15番中山和広君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3「諸般の報告」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長浅野元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

今議長からお話しいただきましたように、初めに諸般の報告をさせていただきますと思います。

詳しくは担当から申し上げるところでございますが、資料にございませうとおり、繰越明許をいたしましたこと、またこれが一般会計と下水道特別会計についてでございます。この件につきまして報告いたしますことと、黒川土地開発公社、一昨日会議を持ちまして決算ができておりまして、そのことについての報告、そして大和町地域振興公社につきましても総会が終了しております。20年度の決算状況についてご報告申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。詳細につきましては担当よりご報告申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

おはようございます。それでは、別冊で諸般の報告という資料をお配りさせていただいておりますが、そちらの1ページをお開きいただきます。

繰越明許費繰越計算書について、平成20年度大和町一般会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

20年度において明許繰越という形で各種事業等々議決をちょうだいいたしておりますが、20年度におきましては国の第2次補正等々がありましたので、普通の年度よりも数多い件数の繰り越しの内容となっております。2ページに一覧で記載をさせていただいております。事業名の右側に金額と書いてございますが、こちらにつきましては限度額ということでご承認をいただきました金額、総額で10億 1,273万 4,000円という数字でございましたが、實際上21年度へ繰り越す額というものにつきましては9億 3,941万 6,000円ということで、おのあの事業については記載のとおりでございます。

その財源の内訳といたしましては、主たるものとしては国庫支出金、それから地方債とその他の基金からの繰り入れ、一般財源という財源の構成で予定をいたしてございます。

おのこの事業についてでございますけれども、国の第2次補正で議決をいただきました事業につきましては既に契約を済んでいるもの、それから今後6月から9月にかけて契約をするものということで、順次予定をいたしてございます。その中で一番目の高速バス利用駐車場整備事業につきましては、対象とする会社、あるいは運行する会社等々の協議を行っておりまして、現時点では明確に入札時期を特定はいたしてございませんが、そういう形で協議を今進めているところでございます。

下から六つ目の地方道路整備臨時交付金事業につきましては山下大沢線でございますので、今後の予定でございます。その下の特定防衛関係につきましては山ノ神禅興寺線が入ってございますが、こちらは完了いたしてございます。消防施設の維持管理事業につきましては山下大沢線、荒巻大和町線に設置をします消火栓ですので、山下大沢線の工事と同時進行という状況になります。小型消防ポンプ車購入事業につきましては購入契約を済んでおりまして、現在制作・納入を待っているという状況でございます。吉岡小学校の体育館につきましては、夏休みを利用して工事をするという予定で現在準備を行っているところでございます。

次に3ページをお開きください。こちらは同様に下水道事業特別会計につきましては繰り越しを行ったものの内容でございます。4ページに記載をいたしてございますが、お認めいただいた限度額のとおり繰り越しをする内容とさせていただきます。財源につきましては国庫支出金、地方債、一般財源という形になってございます。こちらは大和流通工業団地にパナソニックEVエネルギーが現在工場等の建設を行っておりますが、当初のあの団地の排出容量より上回った内容での排出がされるという状況になりましたものですから、下水道の排水管を新たに布設するという工事でございます。最終的には流域下水道の管渠に接続をするということで、21年度分の発注も含めまして最終21年度中の完成の予定で現在工事を進めてございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

それでは、諸般の報告の5ページでございます。平成20年度黒川土地開発公社の決算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして平成20年度黒川地域土地開発公社決算について別冊のとおりにご報告するものでございます。別冊の方の決算書をごらんいただきたいと思っております。

1ページ目をお開きいただきたいと思っております。平成20年度の公社の事業報告書でございますけれども、事業概要につきましては総括といたしまして本年度は各町村からの土地取得事業依頼がございませんでしたので、長期借入金の償還のみを行ったところでございます(2)の経理でございますけれども、収益的収入につきましては公有地取得費償還金等で363万9,999円に対しまして、収益的支出につきましては借入金利子償還金で359万9,999円となり、差し引きで4万円の利益となっております。当期利益につきましては定款の定めるところにより準備金として整理したところでございます。資本的収入につきましては事業取得がなかったことによりましてゼロ円でございます、あわせて資本的支出についてもゼロ円となったところでございます。

2の業務の(1)土地取得状況及び(2)の土地売払状況は記載のとおりでございます。(3)の借入金でございますけれども、前年度末の現在高で古川信用組合からの借入金2億4,000万円ございました。当該年度、平成20年度の借入金償還金はございませんでしたので、年度末も現在高で2億4,000万円となっておりますところでございます。元金につきましては平成21年度から償還する計画となっております。

2ページをお開きいただきたいと思っております。平成20年度の決算報告書でございますけれども、(1)の収益的収入及び支出の収入でございます。第1款第1項の公有地取得事業収益につきましては決算額で359万9,999円でございます。これにつきましては大和町からの利子償還金でございます。第2款第1項の受け取り利息4万円でございます、これにつきましては

ては基本財産 1,000万円に対します預金利子でございます。合わせまして決算額が 363万 9,999円となっております。支出の方でございますけれども、第 1 款第 1 項の公有地取得事業原価につきましては決算額で 359万 9,999円でございます、借入金 2 億 4,000万円に対します支払い利息でございます。第 2 款第 1 項の販売費及び一般管理費の方では支出はございませんでした。ゼロということでございます。したがって、支出が 359万 9,999円となりまして、差し引きで 4 万円が当期利益となっておりますのでございます。

3 ページの(2)の資本的収入及び支出につきましては土地取得等がございませんでしたので、収支はゼロとなっております。

4 ページでございますけれども、4 ページ以降につきましては公営企業会計に基づきまして損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録として 5 ページ、6 ページ、7 ページまで整理をいたしたものでございます。公社決算といたしましては 5 ページの資本の部でございますけれども、準備金のところに書いてございます 4 万円が当期利益となるものでございます。この分につきましては準備金として積み立てを行ったものでございまして、平成 21 年 3 月末現在の準備金合計は 1,317万 3,413円となったところでございます。

8 ページの出資金の基本金明細でございますけれども、記載のとおりとなっております。

以上が平成 20 年度黒川地域土地開発公社の決算の概要でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

続いて 6 ページでございます。平成 20 年度株式会社大和町地域振興公社の決算についてでございます。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により平成 20 年度株式会社大和町地域振興公社の決算につきまして、別冊のとおり報告をするものであります。なお、決算報告書につきましては平成 21

年5月20日開催の定期株主総会で承認となっていたものでございます。

それでは別冊の振興公社の決算報告書の1ページをお開きいただきたいと思っております。第17期事業報告でございます。期間につきましては平成20年4月1日より平成21年3月31日までの業務でございます。第17期事業報告につきましては事業計画に基づいて事業を執行してまいりましたが、順調に経過しほぼ目標達成をしたところでございます。

概要としましては、町からの受託事業でございます施設管理事業で5,066万6,000円、指定管理者業務で2,310万1,000円、各種公共施設の管理委託業務で663万7,000円、受託外業務で30万円、収益事業では地場産品販売等で合わせまして621万4,000円の販売額となったところでございます。都市公園につきましても施設の管理に万全を期すとともに、公園施設の保守等実施してまいったところでございます。観光振興につきましても町と地域の協力を得ながら春の花まつり、夏のまほろば夏まつり、秋のたいわ産業まつりにも積極的に参加をしたところでございます。平成17年度から始めました蜂駆除につきましても30件以上の依頼があったところであります。これらを含め、その結果、営業収支で715万5,000円の当期純利益を計上することができたところでございます。

3ページになります。貸借対照表でございます。資産の部の方でございますが、流動資産のうち現金、預金額の計が6,767万6,827円、棚卸資産とその他流動資産等を合わせますと流動資産合計で7,247万7,013円となったものであります。次に固定資産でございますが、有形固定資産と無形固定資産とを合わせまして固定資産合計で223万277円となったところでございます。したがって、資産の部合計で7,470万7,290円となったものであります。

次に負債・純資産の部でございますが、流動負債及び固定負債等合わせまして負債部の合計が2,357万8,701円でありましたが、純資産の部では資本剰余金が1,250万円、利益剰余金につきましては別途積立金が700万円、更新積立金が400万円、繰越利益剰余金が2,762万8,589円で、うち当期利益分が715万5,879円となり、利益剰余金合計で3,862万8,589円となったものであります。これら合わせまして純資産の部合計が5,112万8,589円となったものであります。したがって、負債・純資産の部

合計では 7,470万 7,290円でございます。

4 ページであります。損益計算書でございますが、経常損益の部でございますが、売上高計で 8,692万 162円、売上原価計が 225万 4,157円であることから売上総利益で 8,466万 6,005円となったもので、販売費・一般管理費計の 7,169万 7,055円を差し引きますと 1,296万 8,950円の営業利益となったものであります。次に営業外収益の13万 9,970円を加えますと経常利益で 1,310万 8,920円となったものであります。次に特別損益の部でございますが、特別利益はゼロ円、特別損益は 1万 8,541円、法人等の税引き後の当期利益につきましては、一番下でございますが、715万 5,879円となったところでございます。

次に5 ページでございますが、販売費及び一般管理費の内訳でありまして、それぞれの科目の決算額となったものであります。一番下の欄であります。合計で予算額 7,856万 3,000円に対しまして決算額で 7,169万 7,055円となり、686万 5,945円の減額となったものでございます。

6 ページであります。6 ページにつきましては監査報告書でございます。7 ページ以降につきましては平成21年度の事業計画及び収支見込み書となっております。以上で大和町の地域振興公社の決算についての報告書を終わらせていただきたいと思います。

なお、5月20日の株主総会及び取締役会におきまして代表取締役に千坂正志副町長が、監査役に大須賀 啓議会議長さんが選任されたことを報告を申し上げます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で町長の報告は終わります。

「町長あいさつ」

議 長 (大須賀 啓君)

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

改めまして、おはようございます。

それでは第3回の大和町議会臨時会開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成21年第3回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席いただきまして誠にありがとうございます。

最初に国内発生が確認されました新型インフルエンザ対策についてであります。4月28日に国の警戒水準がフェーズ4に引き上げられたことを受けまして、関係各課におきまして新型インフルエンザ対策幹事会を開催するとともに、休日を含めた情報提供窓口を設置いたしました。さらに、5月11日、外国からの帰国者に感染が確認されたことから、同日町長、私を本部長といたします新型インフルエンザ対策本部を設置しまして、情報提供窓口設置の継続と町民情報として臨時にチラシの全戸配付を行いました。その後、国内で感染発生が確認されたことによりまして、5月18日第2回対策本部会議を開催し、町民情報第2号を発行し、情報提供と個々に行うことができる対策の実施と役場等の施設窓口や学校等に消毒、手洗い物品の配置を行い、感染予防対策を行ったところであります。最新の情報では、国内対策について基本的対策の見直しとして、鳥インフルエンザに対する対策から今回のインフルエンザに対する対策が示されましたので、今後この対策を踏まえ、県の対策と協調しながら継続した対策を講じてまいる所存でございます。

なお、今回の対策で2回の臨時チラシの配付、毎戸配付を行ったところでございますが、区長さんを初め地域の方々にご快諾のうえご協力をいただきましたことをご報告申し上げますとともに、改めて感謝申し上げますところでございます。

なお、この経過につきましては議会終了後にお時間をちょうだいいたしまして皆様方にご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、昨年年第2次補正で成立いたしました定額給付金、子育て応援特別手当給付金についてであります。現状での定額給付金は84%、子育て応援特別手当給付金は94%の交付状況となっておりますので、今後は手続の済んでいない方々への周知や手続の促進を図ってまいります。

それでは、本日提出しております議案につきましてその概要をご説明申し上げます。

承認第1号から承認第3号までにつきましては、3月定例議会においてあらかじめご説明申し上げました平成21年度税制改革に伴います地方税法等の改正により3月31日に専決処分を行いました大和町税条例、大和町都市計画税条例、大和町国民健康保険税条例、それぞれの一部改正につき承認をお願いするもの。承認第4号から第8号までは3月23日及び3月31日に予算の専決処分を行いました一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険事業勘定特別会計、下水道事業特別会計及び水道事業会計の5会計について承認をお願いするものでございます。

議案第49号は、去る5月1日に最近の経済状況から民間におけますボーナス支給割合の臨時調査の結果、昨年比で大きく減少が見込まれるため、公務員の6月期末、勤勉手当支給割合の一部について、暫定的に凍結する内容の臨時人事院勧告に沿って、職員及び常勤特別職の6月支給割合の変更を行うために条例の改正を行うものであります。

議案第50号につきましては、議会議員の皆様方につきましても常勤特別職同様に改正を行うものとするものでございます。

同意第2号につきましては、3月末日をもって落合財産区管理会長から体調の都合により管理委員の職を辞したい旨の届け出があり、体調の都合であり申し出を受理することとし、財産区条例及び財産区管理委員推薦委員会設置要綱に基づきまして、地区委員会の設定と推薦委員会を開催いたしました。委員から補充委員の推薦を受けましたので、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、町が出資しております団体の決算状況及び平成21年度へ繰り越したいたしました各種事業の繰越計算書につきましては、ただいま諸般の報告でご報告を申し上げたところでございますので、よろしく申し上げます。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第4「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（大和町税条例等の一部を改正する条例）」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大和町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長佐藤成信君。

税務課長（佐藤成信君）

おはようございます。

今回の改正につきましては2月20日の総務常任委員会、3月5日の全員協議会で説明をいたしておりますが、本改正につきましては地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年3月31日に公布され、4月1日施行されることに伴うものであり、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分をしたものであります。

それでは議案書の1ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

大和町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。大和町税条例等の一部を改正する条例であります。まず、今回の税条例の改正につきましては「等」という文字がついてございますけれども、これにつきましては昨年の改正条例における経過措置についてさらに一部改正が必要となるため、今回の改正条例では第1条では条例本体を、第2条では昨年の改正条例の附則を改正、それから第3条が条例に基づく附則の改正というこういう組み立てになっております。

それでは第1条大和町税条例の一部を次のように改正するものであります。別添条例議案等説明資料により説明をさせていただきます。1ページ

をお願いいたします。大和町税条例新旧対称表でございます。条例の条文につきましては、総務省が示しております例により改正をいたしておりますので、条文の説明は省略し、主なる改正点の概要について説明をさせていただきます。第1ページの第36条の2町民税の申告関係でございますけれども、サラリーマンなどの年末調整のみの方が市町村に寄附金税額控除の内容を申告する際の様式につきまして、地方税法施行規則第5号の5の2の記載が追加されたものでございます。これは昨年の改正で漏れていた分でございます。

それから1ページから3ページまでの分でございますけれども、第47条の2から第47条の5、これにつきましては公的年金からの特別徴収の関係でございますけれども、これらの条文は昨年の税制改正で盛り込まれました公的年金からの特別徴収、これは10月からでございますが、地方税法の規定では、納税者の選択によりまして他の所得に対する所得割額も一緒に公的年金から特別徴収するという内容になっております。しかし、10月から実施する特別徴収につきましては、社会保険庁のシステムの制約の関係で当面の間は公的年金等に係る所得に対する所得割額のみを天引きするという対応になっております。このため、1ページの第47条の2第2項にありますほかの所得に係る所得割額を加算する旨の規定を削除いたしております。これに関連する部分を第47条の3と第47条の5で削除・変更するという形になってございます。

ちなみに、この改正によりまして従来今までですと会社勤めで、それから年金をもらっている方につきましては、会社の方で特徴合算という形で5月から特別徴収をしておったものですが、この分が削除されたことによりまして、給料は給料で天引きをする、それから年金は年金で別に10月から特別徴収をするという形になりますので、例えば5月に特別徴収の方で納付書を発送いたしました、年金も特別徴収の対象になる方、現在ですと550人ぐらいを予定してございますけれども、この方につきましては、給料の天引きにつきましては5月からでございますが、来月の6月に普通徴収ということで年金分、この分につきましては1期、2期分、これを納付書を発行いたします。そして、10月になりますと3期、4期分につきましては、今度は年金の方から特別徴収をするということで、今まで同じ人

が一つの方法で徴収していたものが、今回は3通りの方法で徴収をする形になるということで、大変市町村といたしましては煩雑な事務になるものと思います。

それから、普通徴収で年金を徴収されておった方、今までですと6月の普通徴収1本でございましたが、今回は1期、2期分は普通徴収、3期、4期分の10月、12月は年金からの特別徴収という2通りの徴収方法になりますので、この辺、納税者の方が混乱をしないように町としてもしっかりとPRをしていきたいと考えてございます。

なお、来年につきましては、4月から特別徴収する方につきましては、仮徴収ということで4月から年金からの特別徴収をいたしまして、6月に本算定をいたしまして正しい額での徴収をいたしていくという流れになってございます。いずれにいたしましても、PRが必要かと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。次に3ページでございますけれども、第56条の改正につきましてでございますが、これは医療関係者の養成所の非課税措置の拡充に対応するものでございます。今回の改正によりまして条文に第9号の2を追加するとともに、今回拡充されました申告対象者につきましてもあわせて追加されたものでございます。

4ページの第58条の2の追加につきましては、社会医療法人が緊急医療等確保事業の用に供する固定資産税に係る非課税措置の創設関係でございます。地方税法第348条第2項第11号の5が追加されたため第58条の2を追加するものでございます。同じく附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等税額控除額関係でございます。住宅ローン控除についての規定となっております。現在の税源移譲に伴う経過措置といたしまして住宅ローン控除に加え所得税側では控除し切れなかった控除額を個人住民税でも控除することが盛り込まれておるわけでございます。この新たな控除制度におきまして給与支払い報告書等の様式の改正を行いまして、税務署を通じまして税額計算に関する情報をもらうようにいたしまして、納税者からの申告は不要とすることとなっております。これらを受けまして、附則第7条の3の2を新設し、新たな住宅ローン控除制度を規定をしたものでございます。附則第7条の3の2の第2項におきましては控除の適用条件が掲げられております。

5 ページでございますけれども、旧附則第7条の3第3項ではこの申告の期限につきまして市町村長がやむを得ないと認める場合には適用できる旨の例外規定を設けておりましたが、申告を不要とする第7条の3の2の規定が設けられましたので、申告は納税通知書送達時をもって受け付けを終了するという取り扱いに統一をしたものでございます。

7 ページでございますが、第10条の2の改正でございます。この条項は新築住宅に対する減額規定を受けようとするものがすべき申告について規定されてございますけれども、第3項は法附則第15条の8第4項の高齢者の安定確保に関する法律に係る減額措置が規定されております。このほかに耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修減額についてもこの条項により規定をされておりますが、今回の改正案は昨年度の税制改正で改正されました長期優良住宅に対する減額措置について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月4日施行されることから当該減額規定を追加するものでありまして、地方公共団体の補助を受けている証明が必要となってくるわけでございます。

8 ページでございますけれども、第11条関係でございます。これは土地の負担調整割合関係でございます。第11条以下は負担調整措置に関する規定でございます。評価替え年度から次の評価替えの前年度までの時限規定となっているものを、3年間延長する形の改正が中心となっております。平成21年度から平成23年度までに改正するものということでございまして、11条の2では見なし、第1項からそれぞれ3年ずつ年数をおくらせております。

それから21ページをお願いいたします。第2条関係でございますけれども、先ほど説明をいたしました。昨年の一部改正条例の附則部分の改正についての内容となります。23ページでございますけれども、第3条関係でございますが、本条例の改正に伴う附則の改正でございます。その他、所得税法、地方税法等の改正に伴う条文の整理等は省略をさせていただき、説明を終わります。

それでは、議案書に戻っていただきます。8ページになります。附則といたしまして第1条は施行の期日を、第2条は町民税に関する経過措置を、第3条では固定資産税に関する経過措置を規定したものでございま

す。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長佐藤成信君。

税務課長（佐藤成信君）

それでは議案書の11ページになります。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第17条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。大和町都市計画税条例の一部を改正する

条例であります。大和町都市計画税条例の一部を次のように改正するものであります。都市計画税につきましては、固定資産税と同様に主に負担調整措置の延長に伴う改正が中心となります。

それでは別添説明資料により説明をさせていただきます。28ページをお願いいたします。大和町都市計画税条例の新旧対照表になります。附則第2項の前の見出しからです。平成18年度から平成20年度までを平成21年度から平成23年度までに改正するものであります。以下、同様の改正であります。

それでは議案書に戻っていただき、13ページになります。附則といたしまして第1項はこの条例は平成21年4月1日から施行するものであります。第2項といたしまして経過措置を規定したものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町

国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長佐藤成信君。

税務課長(佐藤成信君)

それでは議案書の14ページになります。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

大和町健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

15ページになります。大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。大和町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものであります。

それでは別添条例議案等説明資料により説明をさせていただきます。32ページをお願いいたします。

大和町国民健康保険税条例の新旧対照表になります。本年の国民健康保険税関係の改正につきましては主に2点となっております。一つ目でございますけれども、介護給付金課税額の課税限度額の引き上げでございます。第2条になりますけれども、課税額を改正するものでありまして、今回被保険者の負担の公平及び中間所得者層の負担軽減を図るため課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるものでございます。この1万円の引き上げにつきましては4月に仮算定で算出はしてございますけれども、7月に本算定がございまして、この本算定の際にどの程度の影響があるかにつきまして改めて議会の皆様にご報告をしたいと思っております。

二つ目でございますけれども、軽減措置についての改正でございます。33ページになります。第23条国民健康保険税の減額関係の第2項を削除することによりまして、一律に2割軽減を適用し低所得者の負担軽減と市町村の事務の軽減を図るものでございます。同じページになりますが附則第3項上場株式等に係る国民健康保険税の課税の特例が追加をされましたが、これは昨年の住民税における証券税制の改正に伴うものでありましたが、施行が平成22年4月1日ということで今回の改正内容に盛り込んだ

ものでございます。同じく34ページの第7項でございますけれども、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、これも同様でございます。

それでは議案書に戻っていただきまして、16ページになります。附則といたしまして第1項は施行の期日を、第2項は適用区分を規定をしたものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （平成20年度大和町一般会計補正予算）」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは議案書の17ページをお願いいたします。承認第4号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成20年度大和町一般会計

補正予算につきまして3月31日専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

内容につきましては18ページになります。前段は省略させていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でございますが、総額から歳入歳出それぞれ1億2,530万8,000円を減額いたしまして歳入歳出の総額を90億8,348万9,000円とするものでございます。2項につきましては内訳の表は1表のとおりである。地方債の補正につきましては第2表のとおりとするものでございます。

22ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては3件ございまして、新庁舎の建設事業につきまして20年度の執行、それから全体経費の部分を含めまして3億5,200万円を3億円に改めるもの、県営土地改良事業負担金部分につきましては名子沢ため池の部分につきまして、そのほかの部分も含んででございますが340万円に改めるもの、道路橋りょう関係につきましては小鶴沢線の工事執行額によりまして4,840万円を4,460万円と改めるものでございます。

それでは別冊の事項別明細書の方をお開きいただきます。3ページになります。

歳入でございますが、町税関係につきまして2段目の固定資産税の欄を先にご説明させていただきます。固定資産税の1節現年課税分減額3,300万円でございますが、こちらは杜の丘のアースリー株式会社での固定資産所有がございましたが、課税調定等は行っておりますが、アースリー株式会社の経営破綻等によりまして、収入見込みが減る見込みになりましたので、それに伴います減額の調整でございます。上の段、町税の町民税とそれから固定資産税の滞繰分を含めまして、税全体で調整、現状を踏まえましての調整をお願いいたしまして、町税全体ではプラスマイナスゼロという措置になってございます。

第2款地方譲与税の自動車重量譲与税から、恐れ入りますが5ページの12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3月補正後に3月交付等々の通知が参りましたので、その額に合わせまして整理をさせていただ

いたものでございます。

13款の分担金及び負担金から6ページの県支出金の委託金までにつきましては、20年度の事業執行によりまして収入の調整がございましたので、そちらの部分の調整整理を行ったものでございます。

7ページ、お願いします。7ページの17款財産収入の財産運用収入でございますが、各種基金利子の確定によりまして、利子分につきましては積み立てるという基金条例の規定等もございますので、最終確定分の調整をさせていただいたものでございます。

19款繰入金の特別会計繰入金につきましては、別途国保会計でも専決を行っておりますが、会計間の調整によるものでございます。同じく19款の2項基金繰入金につきましては、歳出との兼ね合いで財政調整基金につきましては、20年度当初の2億2,000万円の繰り入れ予定を補正で減額をしておりますが、最終的には2億2,000万円全額の繰り入れを取りやめるという状況にいたしましたものでございます。なお、1枚物で恐縮でございますが、基金現在高調書というのをお配りさせていただいております。裏表書いてありますが、一番上に財政調整基金という記載があるものの方をごらんいただきたいと思っております。左側から16年度末から19年度末現在高まで記載がされておりました、中間に20年度の増減、20年度末と記載してございます。財調で申し上げますと20年度末は5億7,801万1,000円の見込みになります。21年度末が右の欄ということで、現在の予算状況を踏まえまして、21年度末は4億7,886万1,000円になる見込みであると整理をさせていただきましたので、資料としてお配りさせていただきました。そのほかの基金につきましても一覧として記載いたしてございます。説明は割愛させていただきます。

それでは事項別の方にお戻りをお願いいたします。基金繰入金の庁舎建設基金の繰入金につきましては、20年度の執行との見合いでの財源調整のため庁舎建設基金からの繰り入れを減額するものでございます。雑入等につきましては、関連した歳入の調整を行ったものでございます。22款町債につきましては、前段ご説明した新庁舎建設事業、県営土地改良事業、道路小鶴沢線関係の部分の整理内容でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

9 ページ、歳出でございます。2 款 1 項 2 目文書広報費の11節需用費につきましては、例規集加除印刷等の精算に係るものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

3 目財政管理費につきましては、基金利子の部分の積み立てに加えまして、財政調整基金につきましては、歳入歳出との財源の見合いの中で財政調整基金に新たに 1,000万円を追加して積み立てることとしたもの、それから町債管理基金につきましては、財調同様に調整の関係で歳入が上回った部分につきまして、将来の基金、町債の管理、さらには繰り上げ償還等々も含めまして 440万円をプラスして利子分を合わせて 440万 9,000円を積み立てるとしたものでございます。財産管理費につきましては、庁舎建設基金の利子の確定に伴いまして上積み積み立てをするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

続きまして7目電子計算費の14節使用料及び賃借料につきましては、電算システム機器借り上げ料の精算に係るものであります。12目庁舎建設費13節委託料、15節工事請負費につきましては、請負計画金額の確定により減額といたすものでございます。13目諸費の13節委託料につきましては、町有施設のアスベスト調査精算に係るものより減額といたすものであります。15目定額給付金事業費につきましては、3 節職員手当等から19節負担

金補助及び交付金につきましては、各節間の事務費等の組み替えを行うものとするものでございます。なお、定額給付金の実施状況でございますが、町長のあいさつでも申し述べたところでございますが、5月20日現在、給付対象世帯数が8,668世帯、給付金合計額が3億7,597万2,000円に對しまして、申請済の世帯数が7,326世帯で84.5%となっております。このうち、給付済の世帯数でございますが、7,289世帯で84.1%となっている状況でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

それでは10ページの民生費であります。3款民生費1項1目社会福祉総務費20節の扶助費であります。福祉灯油購入助成費でございますが、11月の臨時議会議決後、灯油価格が1リットル当たり基準価格で82円でしたが、それを下回ったことから事業の凍結を行い、灯油価格動向の推移を見守ることとしておりましたが、最終的に基準価格を下回ったことから、専決による減額計上をいたしたものでございます。25節につきましては、基金の利子相当額を積み立てするものであります。28節繰出金でございますが、国保会計における財政安定化支援金の交付見込み額による繰出金の減額でございます。2目老人福祉費28節繰出金は、介護保険事業における町の法定負担分の精算による減額でございます。3目国民年金費でございますが、国民年金委託金の確定による財源の振り替えであります。4目障害者福祉費12節役務費でございますが、障害者の地域支援事業のうち成年後見制度利用支援において利用実績がなかったことによる減額でございます。13節の委託料でございますが、これも地域生活支援事業でございますが、手話通訳者の派遣によるコミュニケーション支援事業、移動支援、訪問入浴、日中一時支援等各事業の利用実績から精算による減額でございます。19節は重度知的障害者の通所サービスの利用実績から精算による減額でございます。20節の扶助費でございますが、重度障害者日常生活用具給付の利用実績によるものであります。障害者福祉サービス費は障害者の入所・通所の施

設支援、居宅介護、生活介護等各支援事業の利用実績からそれぞれ減額いたすものであります。5目のひだまりの丘管理費であります。財源の振り替えでございます。

11ページであります。2項児童福祉費4目保育所費も財源の振り替えでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費13節の委託料であります。妊婦一般健診5回助成をすることとしておりますが、その利用実績から精算による減額計上であります。19節であります。里帰り妊婦健診助成であります。妊娠7カ月目の4回目健診、9カ月目の5回目健診におきまして延べ10人の利用実績がありました。その実績による精算であります。2目予防費13節委託料であります。肺がん、乳がん等各種がん健診、3種混合、麻疹、風疹、65歳以上のインフルエンザ等の予防接種及び脳健診における健診実績から精算による減額計上であります。以上であります。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

5款1項3目農業振興費の11節需用費でございます。農地・水・農村環境保全向上活動支援事業費に係る国からの事務費を増額したものでございます。5目農地費は財源の振り替えでございます。6目水田農業構造改革対策費の13節委託料は、米需給システムプログラム変更料の減額でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君） 都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

12ページの7款1項1目土木総務費の13節委託料でございますけれども、道路台帳作成委託料の確定により減額をお願いいたすものでございます。次に2項1目の道路維持費でございますけれども、7節の賃金につきましては、除雪業務の完了による精

算によります減額でございます。11節需用費につきましては、車両管理における精算見込みということで減額をお願いいたすものでございます。13節委託料につきましては、町道維持管理におけます剪定業務委託、それから除雪業務の完了においてそれぞれ確定により減額をお願いいたすものでございます。14節につきましては、災害時における2トンダンプの借り上げを予定しておりましたけれども、執行がなかったことによりまして減額をいたすものでございます。2目の道路新設改良費でございますけれども、15節工事請負費につきましては、道路改良補装工事の確定により減額をいたすものでございます。17節公有財産購入費につきましては、町単独事業におけます土地購入の執行により減額をいたすものでございます。22節の補償金につきましても物件移転の補償金における執行の残でございます。

13ページの7款4項1目都市計画総務費でございます。これの25節の積立金につきましては、都市整備基金利子分を積み立てするものでございます。3目下水道費の28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計に繰り出したものでございます。以上でございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 (織田誠二君)

9款1項2目事務局費でございます。25の積立金につきましては、基金利子分を積み立てるものでございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 (八島勇幸君)

9款4項1目社会教育総務費でございます。175万4,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、財政課長がご説明申し上げました収入の県委託金学校支援地域本部事業費委託金175万4,000円に相当する歳出の減額でございます。8報償費につきましては、コーディネーターや地域協議会謝金の減額109万7,000円、それから9旅費につきましては、実行委員会地域協議会の旅費3万5,000円の減額、

それから11節需用費につきましては、消耗品につきましては本事業におけますコピー代、それから食料費につきましては会議のお茶代、それから印刷製本費45万 1,000円につきましてはチラシ、ポスター、リーフレットの減額となっております。12節役務費につきましては、通信運搬費5万 2,000円につきましては切手代、それから保険料につきましてはボランティア保険代10万円の減額となっております。

14ページをごらんいただきたいと思います。9款5項4目総合運動公園管理費13節委託料 570万円の減額でございます。これにつきましては、体育館の総合管理委託という形で入札差金の分を 570万円減額させていただこうとするものでございます。同じく、5目ダイナヒルズ公園管理費13節委託料につきましては、ダイナヒルズ運動公園の芝管理分の入札差金を 110万円減額させていただこうとするものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
財政課長千坂賢一君。

財政課長(千坂賢一君)

公債費につきましては、最終の19年度の借り入れ等々の利子につきましては推定で計上いたしておったところですが、借り入れの利子確定に伴いまして最終の調整を行ったものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

定額給付金事業についてお尋ねいたします。まずもって、定額給付金支給に伴います事務費がどのぐらいかかったのかお知らせ願います。

それから、5ページの定額給付金に伴います事業事務費9万 5,000円が入っているんですけども、これも関連してお尋ねいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

堀籠議員さんからの質問でございます。定額給付金の事務費の状況ということでございますが、現在ここで今回専決処分をさせていただきました主に職員手当等が大きくなっているわけでございます。この中には繰り越しの部分で4月12日に町内6カ所で職員延べ数34名体制で休日受け付け等を行っている事務などがございます。これらに係る部分の時間外の手当の部分が大きくなっております。それから、5ページの部分についてはこれは国の方の給付の部分の調整で計上したものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

そうしますと、事務費は国からの補助金としてきているのが9万5,000円で、それ以外にかかった事務費というのは全部町独自の手出しということになるのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

定額給付金の部分につきましては全額国からの給付の中で済ませておりますので、町からの持ち出しはない状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

わかりました。事務費等も一切補助金の中に入っているということですね。ただ、収入の部で事業事務費と9万5,000円と上がっているものですから、だから9万5,000円しかこないのに事務費がこんなに支出していてどうだったのかということでお

尋ねいたしました。了解いたしました。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前10時42分 休 憩

午前10時52分 再 開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

それでは、議案書の23ページをお願いいたします。

承認第5号、専決処分の承認をお願いするものでございます。平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

24ページをお願いいたします。補正予算でございます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,385万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,407万9,000円としたものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の19ページ、お願いいたします。

初めに、このたびの国保会計の補正、専決につきましては国保会計の医療費に關しまして平成20年度分の国庫負担金補助金並びに県の交付金が3月末に確定したことに伴いまして補正を行ったものでございます。

歳入でございます。3款国庫支出金1項1目療養給付費等国庫負担金及び2項1目財政調整交付金、同じく2目の総務費国庫補助金につきましては、平成20年度の医療費の精算確定見込みによります国庫支出金の平成20年度分が確定したことによるものでございます。6款県支出金2項1目の調整交付金につきましても国庫支出金同様20年度の交付金額の確定によるものでございます。8款財産収入1項1目利子及び配当金につきましては、国保財政調整基金利子の確定によるものでございます。

次のページ、20ページ、お願いいたします。

9款繰入金の1項他会計繰入金2項基金繰入金につきましては、助産費等の確定並びに国保決算見込みによります財政調整基金よりの繰り入れ額を確定させたものでございます。減額したものでございます。11款諸収入の4項3目一般被保険者返納金につきましては、利用機関におきまして医療費の錯誤によります還付金が発生し、歳入額が確定したことによる補正でございます。

次のページ、お願いいたします。

歳出でございます。1款総務費1項1目一般管理費につきましては、財源の振り替えでございます。2款保険給付費の1項の療養諸費、2項の高額療養費、3項の出産

育児諸費につきましては、医療費の確定及び新生児数、赤ちゃんの数の確定によるものでございます。ちなみに、国保会計におきます赤ちゃんは、平成20年度28人お生まれになっております。町全体では 253人でした。

次のページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等1項1目につきましては財源の振り替えでございます。5款老人保健拠出金及び6款介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払い基金への拠出金が確定したことによるものでございます。

なお、介護納付金につきましては財源の振り替えでございます。8款保険事業費2項1目28節繰出金につきましては、一般会計予算で対応しておりますががんの集団健診、がん検診でございますけれども、に対しまして国保会計、国保関係者相当分の事業費が確定したことによるものでございます。なお、このがん健診につきましては国保会計相当分としまして1,549人の方が受診されておりました。9款基金積立金1項1目につきましては国保基金利子相当分を基金に積み立てするものでございます。なお、基金の現残額につきましては財政課長の説明のとおりでございます。現段階で2億2,029万9,000円となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度他介護保険事業献上特別会計補正予算)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長(瀬戸善春君)

議案書27ページであります。承認第6号、専決処分の承認を求めることについてでございます。平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので議会に報告し、その承認を求めます。

28ページであります。予算の内容であります。歳入歳出予算の補正第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,392万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,970万4,000円といたすものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分につきましては「第1表」によるものであります。

事項別明細書、26ページ、お開きいただきます。歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、確定見込みによる減額でございます。3款1項1目の介護保険給付費、2項1目調整交付金につきましては、法定負担分の確定見込みによる減額計上でございます。5目の介護従事者処遇改善特例交付金につきましては、追加補正を行うものであります。5款1項1目介護給付費負担金につきましては、確定見込みによる補正でございます。6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護保険財政調整基金の利子の確定によるものであります。7款1項1目1節の介護給付費繰入金につきましては、法定負担分の確定見込みによる減額補正でございます。2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整による戻し入れを行うものであります。

28ページになります。歳出でございますが、1款1項1目25節積立金につきまし

ては、利子及び交付金の確定相当額を財政調整基金、介護従事者処遇改善特例基金積立金へ積み立てを行うものでございます。3項1目認定調査等費8節、9節、それから4項1目の計画策定委員会費13節委託料につきましては、介護認定及び第4期の介護保険事業計画策定による減額でございます。2款1項1目の居宅介護サービス給付等費19節につきましては、訪問サービス、通所サービス、ショートステイ等の居宅介護サービス給付費の確定によるものであります。

次のページであります。2目施設介護サービス給付等費19節につきましては、老人保健施設、老人福祉施設における利用者サービス給付費等の確定見込みによるものであります。3目の居宅介護サービス計画等費につきましては、ケアプラン作成に係る確定によるものであります。4目の地域密着型介護サービス給付等費19節につきましては、認知症対応型共同生活介護、これはグループホームであります。その給付費の確定見込みによるものであります。2項1目12節につきましては、国保連合会に対する審査手数料の確定見込みによるものであります。3項高額介護サービス等費につきましては、高額介護予防サービス等の確定見込みによるものであります。次のページであります。4項特定入所者介護サービス費等につきましてもそれぞれ確定見込みによるものであります。5項1目介護予防サービス給付等費であります。3目の介護予防サービス計画給付等費につきましては財源の振り替えによるもの、それから2目の地域密着型介護予防サービス給付等費につきましては、利用実績がなかったことによる減額であります。次に5款1項1目あります。介護予防特定高齢者施策事業費8節の報償費であります。これはホットケアにおける講師謝金の精算による減額であります。

31ページであります。2目の介護予防一般高齢者施策事業費8節の報償費につきましては、運動教室における健康運動指導士の謝金の追加分を計上いたしましたものであります。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第10「承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算)」**

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長 渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

31ページでございます。承認第7号専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

32ページでございます。平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算、専決第1号でございます。平成20年度の大和町の下水道事業特別会計補正予算専決第1号は次に定めるところによるということで、第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ373万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,009万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後のそれぞれの金額につきましては「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の33ページでございます。この補正につきましては、今回繰上償還に伴う借入金の本年度償還分につきましては3月分等が積算不足となっております。償還元金に不足が生じたために不足額の追加繰り入れの専決をお願いしたものでござい

ます。

歳入でございます。4款1項1目一般会計繰入金でございます。繰入金の追加をお願いしたものでございます。

歳出でございます。2款1項1目公債費の元金23節償還金の追加補正でございます。以上、よろしくお願いいたします。

議長 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「承認第8号 専決処分の承認を求めることについて (平成20年度大和町水道事業会計補正予算)」

議長 長 (大須賀 啓君)

日程第11、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度大和町水道事業会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長 渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

34ページをお願いいたします。承認第8号でございます。専決処分の承認を求めることについて。平成20年度大和町水道事業会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によ

り議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

35ページ、お願いいたします。平成20年度の大和町水道事業会計補正予算専決第1号でございます。第1条の総則でございます。平成20年度大和町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによるということで、第2条の資本的支出の専決補正でございます。予算第4条本文括弧書き中1億6,778万5,000円を1億6,813万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するというので、支出でございます。第1款の資本的支出に35万2,000円を追加し、支出合計を3億7,420万9,000円といたすもので、同じく第3項国庫補助金返還金にも同額を追加するものでございます。

明細書、別添資料の35ページになります。下の表になります。平成20年度大和町水道事業会計補正予算内訳書資本的支出でございます。支出の資本的支出国庫補助金返還金につきましては、国庫補助金を含む特定収入額、今回平成20年度課税売り上げの額が5%を下回ったために国庫補助金に係る消費税相当額を返還することとなったために、今回補正専決をいたしましたものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第49号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第12、議案第49号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を

議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

では、36ページでございます。議案第49号大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。この一部を改正する条例の第1条で大和町の給与に関する条例の一部を改正、いわゆる一般職の部分、第2条で大和町の特別職の職員で常勤のもの、いわゆる町長及び副町長の部分の改正をそれぞれ附則を追加をいたすものでございます。

内容等につきましては総務まちづくり課条例説明案資料で説明を申し上げます。別添の人事院勧告に係る給与条例等の改正の概要の部分でございます。それぞれご説明を申し上げている中で概要の部分申し上げますと、5月の部分で5月1日に特別の人事院勧告がございまして、今回夏季一時金の部分について暫定的に凍結する人事院勧告が出まして、その分を受けた形で改正を行うものでありまして、中ほどの国の改正の状況ですが、一般職につきましては期末、勤勉それぞれ減額をし、あわせて0.20月を減額といたすもの。それから、特別職、国会議員等につきましては期末手当の分0.15月を減額といたすものであります。

本町の関係の部分ですが、①大和町の職員に関する条例の部分では一般職につきましては0.20月減額の2.15月から1.95月といたすもの、それから特別職の常勤のもの部分、町長、副町長の部分については期末手当1.60月を0.15月減額の1.45月といたすものであります。なお、この特別職の常勤のもの条例に関する部分につきましては教育長の部分の条例とならうことにより教育長の部分についても0.15月引き下げとなるものであります。

2ページ部分につきましては今回の人事院勧告にかかります骨子になる部分でありますので、ご参照いただければと思います。

3ページであります。関係条例の読み替えの対照表でございます。まず、①の大和町の職員の給与に関する条例の第22条の部分ですが、現行では下線部分であります。100分の140、これを100分の125に、それから3項の再任用の部分ですが100分の140とあるのは100分の75、この部分を100分の125とあるのは100分の70と改正をいたすものであります。第23条勤勉手当の部分ですが、現行につきましては100分の75、この部分を100分の70に、それから再任用のかかる職員については100分の35

につきましては 100分の30といたすものであります。第2条の関係であります特別職の職員の常勤のもの部分であります。第3条第3項におきまして現行では 100分の 160、この部分を 100分の 145にいたすものであります。

4ページにつきましては新旧対照表でありまして、第1条附則7項を追加をいたすものでありますし、第2条関係では同じく第7項を追加をいたすものであります。

議案書の方であります。戻っていただきますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番藤巻博史君。

1番 (藤巻博史君)

藤巻でございます。今回の人事院の、今回の町の提案そのものは人事院の勧告に沿ったものであるということで、その妥当性はあるのではないかとということですが、今回の人事院の勧告そのものが異例だということで指摘をしたいということでございます。例年ではなく異例なというんですか、通常であれば1万社以上のところに直接対面をするところを今回は 2,700社、そして郵送によるアンケートみたいな形で調査をした。それから、その調査をした時点ではボーナスも1割ぐらいしか決まっていないう時点の中での、言ってみれば拙速な勧告ではないのかということで、それからもう一つは、今非常な経済状況の悪化の中で、という中で民間にあわせるという論議だとは思いますが、やはり杜撰な調査による勧告というんですか、そういうことにつきましては、人事院の総裁もサンプル数が少なく、それから全体を反映したものといえそうでもないと認めているという中で、そしてまた職員の中でもいわゆるボーナスというんですか、それはもう暮らしの中に組み込んであるのではないかと、今回の正式というんですか、全国一律に削減しているというところでも全体を見ますとないということでもありますので、今回のことにつきましては反対をいたします。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。15番中山和広君。

15番 (中山和広君)

原案に賛成の立場で討論をいたします。提案されました今期のこの夏季一時金の支給率減額であります。私は現在の経済情勢なり景気の動向、そういう中で民間の企業等に勤めているそういう方々の、まず仕事がない、ましてやボーナスをもらえるようなそういう状況ではない中で公務員もその一部を、その痛みを分かち合うべきだという意味合いでこの人事院が勧告をしこの提案になったと思う。そのことを踏まえたとき、やはり賛成をして国民等しくこの痛みを分かち合うということで、私はこの原案に賛成をするものであります。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第50号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第13、議案第50号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

37ページでございます。議案第50号大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例でございます。

説明資料、同じく3ページでございます。③の議案第50号関係、大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の読み替えの部分であります。第6条第3項の現行では100分の160とございますのを、読み替え後で同じくこれを100分の145としたものであります。5ページの方につきましては新旧対照表でございまして、附則としまして第3項を追加するものでございます。

議案書の37ページに戻っていただきますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「同意第2号 落合財産区管理委員の選任について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、同意第2号 落合財産区管理委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

同意の第2号でございます。落合財産区管理委員の選任についてということでございまして、下記の者を落合財産区管理委員に選任いたしたく、財産区条例第3条の規

定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名高橋新児、住所大和町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、生年月日昭和〇年〇月〇日生まれでございます。

この方につきましては冒頭のあいさつでも申し上げました、落合財産区の管理会長高橋様が体調不良ということで、3月末日をもって辞職ということで届け出があったところでございます。体調の不良ということでございますので、申し出を受けました。それによりまして財産区条例及び財産区管理委員会推薦委員会設置要綱というのがございまして、地区の委員会を設定をいたしまして、推薦委員会を開催をし、その委員会の中でこの高橋氏を推薦をいただいたところでございます。したがって、地区の方々のご推薦をいただいたなかでの本日の同意ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決いたします。本件に同意することに異議のない方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、同意第2号については同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第3回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前 11時25分 閉 会